

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
1	入札説明書	3	第2	9.	(1)	②			民間事業者の業務範囲	ストーカ炉+セメント資源化方式を採用する場合、セメント資源化施設までの運搬は、SPCの業務範囲と理解してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	入札説明書	4	第3	1.					入札に関するスケジュール	開札に関するスケジュールをご教示ください。開札を実施する場合、応募者の立会いを希望致します。	応募者立ち会いによる開札は想定しておりません。なお、応募者の入札価格は落札者決定後に公表いたします。
3	入札説明書	8	第3	2.	(6)	③	ウ		著作権	審査結果の公表時に応募資料の公表を行う場合は、民間事業者の競争上の地位を脅かす恐れがあると考えられるため、当該応募者に公表の可否を確認して頂きたく宜しくお願い申し上げます。	公表にあたっては事前に当該応募者と協議をいたします。
4	入札説明書	10	第3	4.	(2)				応募者の参加資格要件	「本施設の設計・施工」「本施設の運転・維持管理」において一部の業務を実施する協力企業を参加資格申請するにあたって充足すべき要件は共通の参加資格要件のみと考えてよろしいでしょうか。	各業務について主たる業務を担う企業が、第3.4.(2)②又は③の各要件を満たす場合には御理解のとおりです。
5	入札説明書	12	第3	4.	(2)	④	イ		セメント資源化を行う企業	「焼却灰のセメント化の運転実績を有すること。」とありますが、この焼却灰のセメント化の運転実績は、民間企業で発生する焼却灰（ばいじん・燃えがら）等のセメント化の運転実績との理解でよろしいでしょうか。	運転実績は、委託者が地方公共団体又は民間企業のいずれでも構いません。
6	入札説明書	14	第5	1	ア				特別目的会社の設立	「本施設を本店所在地とすることができる」とございますが、竣工前から本店所在地とすることが可能でしょうか。	可能とします。
7	入札説明書	15	第5	2	(4)				売電等による収入	平成23年10月7日付要求水準書（案）に関する質問回答No. 5において、メガソーラー発電設備について設置は可能と回答されておりますが、当該設備は天候に左右される部分が大きく、将来に渡る発電量や売電金額が、民間事業者において保証されるものではありません。従い、設備の設置は可能としても、当該設備による発電量や売電金額を本事業入札の評価からは除外すべきと考えますが、いかがでしょうか。	事業敷地内で太陽光発電を行うことによる売電収入を見込んだ提案は可能とします。ただし、その提案の履行に伴う一切の責任は事業者が負担するものとします。
8	入札説明書	16	第5	4.	(2)				リスクの分担	事業契約書（案）とは、「基本契約」、「建設工事請負契約」、「運営表業務委託契約」、「セメント処理業務委託契約」（ストーカ炉+セメント資源化方式の場合）」の各事業契約書の契約書（案）を指すものと理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
9	入札説明書	18	第 6	4.	(2)	①	ウ		セメント処理業務委託契約	「セメント資源化企業は、セメント処理業務の履行を保証するために、年度セメント処理費の100分の10以上に相当する金額を契約期間中に契約保証金としてセメント処理業務委託契約の締結時に納付する。」とありますが、これまで弊社は全国各地の市町村施設から発生する下水汚泥焼却灰や下水汚泥脱水ケーキ等のセメント資源化処理について市町村と産業廃棄物処理委託契約を締結し、その処理を履行してきておりますが、それらの全ての契約において契約保証金は免除されています。 したがって、本件のセメント処理業務委託契約に係る保証金の項目そのものについて削除するか、契約保証金の免除等の記載をご検討願います。	入札説明書に記載したとおりとします。
10	入札説明書 添付資料－1 対価の支払方法について	2/8	2.	(3)					セメント化処理委託費	組合からセメント資源化企業に対して支払われるセメント処理委託費は、3頁表4に記載の四半期ごとに支払うとありますが、通常の廃棄物処理では当月月末締め切り翌月末現金払いが一般的であり、本契約についても当月月末締め切り翌月末現金払いへの変更を再考願います。 前項の1. 対価の構成におけるセメント処理業務の項では、支払う対価の算出式を焼却灰処理数量×処理単価と定めており、委託を受けた処理数量を月ごとに取り纏めることは当然であり、その数量に見合った処理費を組合へ請求することもまた妥当であると判断されます。このため、弊社としては、月締めによる請求と翌月末現金支払いへの条件変更を希望します。 なお、組合が示す四半期ごとに支払うとの条件を変更されないのであれば、その事由をお示し願います。	入札説明書に記載したとおりとします。 毎月の処理量についてはセメント処理業務委託契約書（案）第18条に基づき実績報告書を提出いただきますが、支払いは運営業務と同じく四半期ごととします。 ストーカ炉＋セメント資源化方式におけるセメント処理業務は、運営業務と一体的に実施されるものとするためです。
11	入札説明書 添付資料－1	4/8			3		(1)	②	ごみ質変動	『●各年度第3四半期までは、各四半期における実績処理対象物量と要求水準書第1章第3節に示す計画ごみ質（基準ごみ）から求めた変動費単価の積により求めた金額を支払う。なお、各年度第3四半期までの支払いに用いるごみ質が著しく実態と乖離していることが明らかになった場合は見直しを行うことができる。』 『●各年度第4四半期は当該年度の実績処理対象物量および実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払済み分（当該年度第3四半期まで）の差額を支払う』とありますが、 この内容では、結局、年間平均ごみ質での単価で支払われることになり、季節変動による費用変動分は支払われないことになります。 よって、第4四半期も他四半期と同じく当該四半期におけるごみ質のみで金額を決定すべきと考えます。	入札説明書に記載したとおりとします。 なお、御質問の「よって」以降に関する補足となりますが、第1四半期から第3四半期までは計画ごみ質による支払いを行い、第4四半期において当該年度の実績ごみ質に基づく支払いを行います。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
12	入札説明書 添付資料-1	4/8	3.	(1)	③				物価変動に基づく改定	基準が提案時点の年平均（H24.1月～12月）と提示されていますが、本件の入札日はH24.4.25であり、入札日以降である5月～12月の物価指標が提案時点の物価水準を表しているとは言えないと思量します。従いまして、入札日の直近12ヶ月（H23.5月～H24.4月）の平均とするよう再考願います。	入札説明書添付資料-1の3.(1)③の1点目及び(4)③の1点目について、「平成24年1月から平成24年12月」を「平成23年1月から平成23年12月」に修正します。また、表7及び表8のI24をI23に修正します。
13	入札説明書 添付資料-1 対価の支払方法について	7/8	3.	(4)	③				物価変動に基づく改定	「・なお、本事業の応募者が表8に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に該当指標と合理的根拠を記載することにより」とありますが、本件は提案書のどこに記載すればよろしいでしょうか。	様式5-5の添付資料として提出してください。
14	入札説明書 添付資料-2	1/2			2		(3)		ごみ質変動	『●各年度第3四半期までは、各四半期における実績処理対象物量と要求水準書第1章第3節に示す計画ごみ質（基準ごみ）から求めた変動費単価の積により求めた金額を支払う。なお、各年度第3四半期までの支払いに用いるごみ質が著しく実態と乖離していることが明らかになった場合は見直しを行うことができる。』 『●各年度第4四半期は当該年度の実績処理対象物量および実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払済み分（当該年度第3四半期まで）の差額を支払う』とありますが、 この内容では、結局、年間平均ごみ質での単価で支払われることになり、季節変動による費用変動分は支払われないことになります。 よって、第4四半期も他四半期と同じく当該四半期におけるごみ質のみで金額を決定すべきと考えます。	No.11の回答を御参照ください。
15	入札説明書 添付資料-3	2/8	1.	(3)					運営委託費の減額に関する基本的考え方	「異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）」における「本施設の一部の運転を停止した場合」について、ごみ処理に直接影響しないような機器・設備の停止については対象外と理解します。	御理解のとおりです。なお、御質問の場合には運転継続型減額措置の対象となります。 また、入札説明書添付資料-3の3.(1)の2点目に基づき、詳細は事業契約締結後に詳細化することを予定しています。
16	入札説明書 添付資料-3	4/8	3.	(1) (2)					モニタリングに関する各種報告様式等	「各種報告様式等を組合に提案し、～」及び「なお、運営報告書の具体的内容は、～協議のうえ決定する。」とありますが、ここでのいう提案の時期は運営開始前と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	入札説明書 添付資料-3	5/8	3.	(3)	①	イ			減額等の措置を講じる状態	水準2に示された「履行水準」とは、要求水準書に記載の内容との理解します。	御理解のとおりです。なお、事業提案書の内容も含まれます。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
18	入札説明書 添付資料-3	8/8	3.	(3)	②	ウ			運転継続型減額率	「当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する」とありますが、ここでのいう同一業務とは、表-1の水準1及び2に示された状態をもって同一の状態であった場合と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	入札説明書 添付資料-3	8/8	3.	(3)	②	ウ			累積ポイントの集計	図-1における「是正勧告」から「減額ポイント確定」の期間が四半期を跨ぐ場合は、「減額ポイント確定」の日が含まれる四半期側で累積ポイントが計上されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	入札説明書 添付資料-4	1/1	1.						民間事業者が付保する保険について	1.設計・施工期間における保険に関して、保険期間日が着工日とありますが、現地着工日と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、基本契約書（案）別紙1の「着工」についても御確認ください。
21	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.4				ユーティリティ条件	添付資料4ユーティリティ取合点位置図で示されている受電取合点（予定）の位置については、今後の電力事業者との協議により、事業用地内の南西側（市道側）面もしくは北西道路側面へ変更することも可能と考えて宜しいでしょうか。また、受電取合点までの送電線は架空、埋設どちらで敷設される予定でしょうか。	前段について、受電取合点（予定）の位置変更については、御理解のとおりです。 後段について、受電取合点までの送電線敷設は建設事業者の提案に委ねるものとします。ただし、電気事業者との協議を踏まえ問題ないことを確認したうえで決定してください。
22	要求水準書	1-4	第2章	第1節	2.4	2.4.2			上水及び井水	添付資料3にてご提示の地下水質が悪化した場合、それに伴う処理設備の追設費用や薬品使用量の増加費用は組合殿にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	民間事業者が調査した水質と、組合提示の水質とが乖離することが明らかとなり、組合と協議の上、その内容が合理的であり納得できるものである場合には精算対象と考えてよいものとします。その際、協議資料等作成は民間事業者にて行ってください。
23	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.4	2.4.3			雨水の排出先について	隣接する後藤野幹線排水路の受入れ可能排水（雨水）量、排水路の構造詳細、及び取合い点位置についてご教示下さい。	可能排水雨量、排水路の構造は建設事業者が調査してください。また、排水取合い点については、北上市及び岩手中部土地改良区との協議により決定してください。
24	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.1				事業用地の面積	全体事業用地及び事業用地の正確な面積値を御教示願います。	全体事業用地の面積は、115,763.01m ² です。 事業用地の面積は、41,504.33m ² です。
25	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.3	⑤			緑化率	緑化の対象となる敷地は事業用地内であり、敷地面積とは事業用地面積（約4.2ha）と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.4				ユーティリティ条件	電話に関する取合点を御教示願います。	電気通信事業者との協議により決定してください。
27	要求水準書	1-4	第1章	第2節	2.4	2.4.3			雨水	雨水調整池からの放流先として指定されている水路の位置を御教示願います。	No. 23の回答を御参照ください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
28	要求水準書	1-5	第1章	第2節	2. 4	2. 4. 6			その他	水道、電力、電話等の取り扱い点までの引込に伴う負担金は、貴組合殿の範囲と考えてよろしいでしょうか。 負担金が事業者の範囲となる場合、その金額を御教示願います。	事業用地近傍におけるユーティリティ取合点までの引込・設置工事（費用負担を含む）は組合の範囲です。
29	要求水準書	1-5	第1章	第2節	2. 4	2. 4. 6			その他	土地の借用は無償貸与頂けるものと考えてよろしいでしょうか。貸与に係る条件があれば御教示願います。	貸与に関しては、上限として66.5円/m ² 年という規定があること、また、貸与期間終了時には原状復旧が基本条件となりますが、詳細については協議により決定します。
30	要求水準書	1-6	第 1 章	第3節	3. 1	3. 1. 2	(3)		処理不適物	運営事業者にて保管する処理不適物について、運搬車両への積み込みは運営事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合は想定されている搬送車両種類をご教示願います。（3.2.4 (2) に示されている搬出車両に記載されている車両のいずれかでしょうか。）	処理不適物の運搬車両への積み込みは業務範囲に含まれます。 車両種類の指定はありませんが、3.2.4 (2) に示す搬出車両の範囲内で考えてください。
31	要求水準書	1-6	第1章	第3節	3. 1	3. 1. 1			処理対象物	平成21年3月に貴組合が作成された“一般廃棄物処理施設基本計画”には「不燃・粗大ごみの資源化処理や最終処分場の延命効果等を含めた総合的な評価方法を検討する」と記載されております。 本主旨に則り、不燃・粗大ごみの資源化処理により最終処分量を減らすための提案をした場合は、それによる中間処理、最終処分、不燃・粗大ごみ処理のコスト全体を勘案して総合的に評価するというお考えはありますでしょうか？ 本件は住民および貴組合の利益につながる最重要項目のひとつだと考えますので、是非ご検討いただけますようお願いいたします。	処理対象物は、3.1に示すとおりです。 最終処分量負荷低減に関する評価については、落札者決定基準に基づくものとします。
32	要求水準書	1-7	第 1 章	第3節	3. 2	3. 2. 4			搬入出車両	「10 t 車程度」とは、積載荷重10 t と解釈して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	要求水準書	1-7	第1章	第3節	3. 2	3. 2. 2			施設規模	施設規模の下限や、年間稼働日数の上限についてはご指定されないでしょうか。 また、ご指定が無い場合であっても、上記の設定根拠（及びその場合における安定稼働の担保度合）については、非価格面審査（処理システムの安定稼働等）で評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。これらの指定や評価をされない場合には、民間事業者において価格面のみを追求した施設規模及び年間稼働日数の設定が行われ、将来の安定ごみ処理に支障をきたす恐れが発生するものと考えます。	施設規模の下限や年間稼働日数の上限は指定しませんが、非価格要素審査における評価の対象になります。
34	要求水準書	1-7	第1章	第3節	3. 2	3. 2. 4	(1)		搬入車両	搬入車両は全て10t車でしょうか。搬入車両毎に異なる条件であれば各車両の仕様を御教示願います。	住民による直接持ち込みを含め、最大で10t車と考えています。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
35	要求水準書	1-7	第1章	第3節	3. 2	3. 2. 4	(2)			搬出車両	事業者で計画すべき処理不適物以外の搬出車両の仕様については、事業者提案となっていますが、処理不適物の搬出等、貴組合殿にて対応される搬出車両の仕様を御教示願います。	No. 30の回答を御参照ください。
36	要求水準書	1-8	第1章	第3節	3. 3					公害防止基準値	セメント資源化工場においても公害防止基準値と同等の基準を守らなければならないのでしょうか？その場合、セメント資源化工場においても公害防止基準値を満たさない場合は、ペナルティや契約解除の対象となるのでしょうか？ また、岩手中部広域クリーンセンターと同様にセメント資源化工場も入札説明書添付資料-3に示されたモニタリングを受けなければいけないのでしょうか？	要求水準書に記載の公害防止基準値やこれに係るモニタリング等については事業用地に適用されるものです。
37	要求水準書	1-8	第1章	第3節	3. 3	3. 3. 3				騒音に関する基準値	敷地境界とは、全体事業用地の境界線と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	要求水準書	1-8	第1章	第3節	3. 3	3. 3. 4				振動に関する基準値	敷地境界とは、全体事業用地の境界線と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	要求水準書	1-8	第1章	第3節	3. 3	3. 3. 5				悪臭に関する基準値	敷地境界とは、全体事業用地の境界線と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
40	要求水準書	1-10	第 1 章	第3節	3. 3	3. 3. 7	(1)			焼却灰の性状	「重金属類及びダイオキシン類は飛灰・溶融飛灰処理物の基準と同等とする。」とありますが、セメント資源化施設側にて受入可否を判断することから、重金属類及びダイオキシン類についても、セメント資源化施設受け入れ条件に従うものとさせていただけないでしょうか。	原則として、飛灰・溶融飛灰処理物の基準と同等であることとし、セメント資源化施設側の受入条件がこれより厳しい基準である場合には、セメント資源化施設の受け入れ基準に従うことでよいものとします。
41	要求水準書	1-11	第1章	第4節						関係法令の遵守	「次の関係法令・規則・規格・基準等（最新版に準拠）を順守するものとする」と記載がありますが、法令関係以外については、応札時点での最新版と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	要求水準書	1-11	第1章	第4節	4. 2	(11)				公害防止関係	「(11)岩手中部広域行政組合岩手中部地区ごみ処理施設整備事業環境影響評価書」をご提示願います。	評価書については、平成24年8月以降に公表予定です。
43	要求水準書	2-1	第2章	第1節	1. 1	1. 1. 2	(3)			環境影響評価書の遵守	環境影響評価書を確認できる時期及び方法をご教示願います。また、本提案においては環境影響評価書（準備書）を遵守することと考えて宜しいでしょうか。	環境影響評価書の確認時期については、No. 42の回答を御参照ください。 事業提案書については、環境影響評価書（準備書）を遵守する前提での提案でよいものとします。
44	要求水準書	2-3	第2章	第1節	1. 3	1. 3. 5	(3)			環境保全	「タイヤ洗浄用の洗車プールを設置する。」とありますが、道路の汚れを防止する目的であれば代替設備の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	代替提案を認めます。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
45	要求水準書	2-4	第2章	第1節	1. 3	1. 3. 7	(6)			仮設	「情報誌（広報）」とは、組合殿が作成するものを設置、配布するとの理解で宜しいでしょうか。また建設事業者が作成する場合、内容についてご教示願います。	情報誌（広報）の作成ならびに配布は組合（3市1町）が行うため、内容構成に対する情報提供・資料作成協力を建設事業者に求めるものであります。 内容については、建設事業者との協議により決定します。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
46	要求水準書	2-4	第2章	第1節	1. 3	1. 3. 7				仮設 貴組合殿用仮設事務所で使用する光熱水費及び通信費等は、貴組合殿の範囲と考えてよろしいでしょうか。	光熱水費及び通信費等、仮設事務所の管理に必要な経費は建設事業者負担とします。
47	要求水準書	2-5	第2章	第1節	1. 3	1. 3. 10				電波障害発生の防止 要求水準書（案）回答No31において現時点では、把握している制限は特にありませんと質問回答を頂いていますが、建設事業者決定後の電波障害調査によって対策が必要となった場合においては、工期・金額面についてはご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	要求水準書	2-5	第2章	第1節	1. 3	1. 3. 10				電波障害発生の防止 万が一障害が生じた場合の電波障害対策工事は、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	組合と協議の上、その内容が合理的であり納得できるものである場合においては工事範囲外と考えてよいものとします。その際、協議資料等作成は建設事業者にて行ってください。
49	要求水準書	2-7	第2章	第1節	1. 4					工事監理 本項で記載のある工事監理者は組合殿が配置されると理解してよろしいでしょうか。	組合のほか、建設コンサルタント等の監理受託者も配置されることを想定してください。
50	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 2	(2)	①			緑化率 緑化率20%以上は、事業用地4.2haに対する割合との理解でよろしいでしょうか。	No. 25の回答を御参照ください。
51	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 2	(2)	④			駐車場 「駐車スペースは、工場棟、管理棟の施設管理運営用ならびに見学者用として100 台程度（うち、身体障害者用2 台）を確保」とありますが、運営事業者職員用も含めた台数との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
52	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 2	(3)				雨水調整池 事業用地の面積に応じた約4,000m ³ の容量について算出根拠をご教示下さい。また、計画的に～放流するとありますが、これは事業用地内の雨水を一次貯留する雨水調整池を整備することで満足されると理解してよろしいでしょうか。	前段について、計画段階での概略調整池容量として1 ha 当たり約1,000m ³ として算出しています。後段について、御理解のとおりです。ただし、実施設計に当たっては、放流先の許容放流量を十分調査したうえで、調整池容量及び放流量を検討し設定してください。
53	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 3	(2)				車両動線計画 処理施設稼動に必要な車両と来場車両と職員車両の分離については、事業用地へ入場後分離すると考えて宜しいでしょうか。	ごみの搬入・搬出に係る車両と、一般車両（来場者、職員等）とは、事業用地への入場時点で分離する計画としてください。
54	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 3	(13)				門扉 門扉の取付箇所は2箇所（市道と事業用地へ1門、全体事業予定地と事業用地の境界部へ1門）と考えて宜しいでしょうか。	No. 53の回答により、市道と事業用地境界には2門以上、全体事業予定地と事業用地の境界部には1門以上の計3門以上としてください。
55	要求水準書	2-8	第2章	第2節	2. 2	(3)				雨水調整池 「事業用地の面積に応じた約4,000m ³ の容量を確保」と記載されていますが、法規等で定められる必要容量値があれば御教示願います。また、雨水調整池は全体事業用地内に計画してもよろしいでしょうか。その他配置等に関する条件があれば御教示願います。	前段について、No. 52の回答を御参照ください。後段について、雨水調整池は事業用地内に設置してください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
56	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 3	(7)	⑥			事務室	「必要に応じ男女別組合職員の更衣室（各1～2 名）を設ける。」とございますが、必要性の有無について提案事業者側で判断できないため、設置要否をご指示いただけないでしょうか。	男女別組合職員の更衣室（各1～2 名）の設置を必須としてください。
57	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 3	(9)				車庫	車庫への収納車種・台数については、運営事業者にて必要な台数分を確保するものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
58	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 3	(11)				一時仮置き場	一時仮置き場への持込ごみの移送並びに一時仮置き場からごみピットへの移送も運営事業者の業務範囲でしょうか。この場合、一時仮置き場の運用方法は運営事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	前段について、運営事業者の業務範囲とします。後段について、御理解のとおりです。
59	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 3	(13)	①			門扉	全体事業予定地と事業用地の境界に設置する門扉については、全体事業用地との設計GLが必ずしも同一でない場合については、全体事業用地側（事業用地外）でレベル調整がなされるものと理解してよろしいでしょうか。また、門扉幅につきましても、ご指定ありましたらご教示下さい。	前段について、御理解のとおりです。後段について、門扉幅の指定はありませんが、人の通行を可能とする程度の幅を選定してください。
60	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 3	(13)	④			危険物貯蔵庫	設置の要否については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
61	要求水準書	2-11	第2章	第2節	2. 4	2. 4. 1	(1)			基本方針	耐震安全性の分類に関する建築設備の甲類については、「耐震設計」の部分適用するものとし、災害応急対策施設等に適用する「電力の確保」「通信・連絡網の確保」「給水・排水機能の確保」等については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
62	要求水準書	2-12	第2章	第2節	2. 4	2. 4. 1	(3)	④		ごみピット躯体	ごみクレーン受梁以上の高さまでSRC造又はRC造とするとありますが、機能上、強度上問題のないことを前提に、構造を提案させて頂いて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
63	要求水準書	2-12	第2章	第2節	2. 4	2. 4. 1	(4)	②	ア	外壁仕様について	構造耐力上重要な部分及び遮音が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とするとあるが、機能上、強度上問題ないことを前提に、構造を提案させて頂いて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	要求水準書	2-14	第2章	第2節	2. 4	2. 4. 2	(3)	③	ウ	仕上げ計画	内部仕上げ材質は、原則として不燃材又は難燃材とする。とありますが【準不燃材】も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	要求水準書	2-17	第2章	第2節	2. 6	2. 6. 9	(1)			エレベータ等設備	「工場棟にはエレベータを2 台以上設け、メンテナンス用と見学者用とを別に設けること」と記載されておりますが、見学者用動線が上下階への移動がない場合、見学者用エレベータの設置は不要とし、工場棟は1台以上設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
66	要求水準書	2-21	第2章	第3節	3. 3	(9)				耐荷重・地震対策	耐震安全性の分類について、「構造体Ⅱ類として重要度係数を1.25以上、建築非構造体A類、建築設備甲類とする」と記載されていますが、これは建築工事に該当するもので、プラントの機械設備工事については『火力発電所の耐震設計規定』に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	要求水準書	2-24	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 2	(3)			搬入退出路	搬入退出路の積雪対策範囲は、動線計画を考慮し、安全確保のために必要な箇所を事業者にて提案するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	要求水準書	2-24	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 4	(6)			搬入退出扉	「停電時にも運転が可能」とありますが、搬入退出扉に対する指示であり、エアカーテンについては停電時については作動不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
69	要求水準書	2-25	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 6	(3)			ダンピングボックス	ごみピットへの投入が安全にでき、かつ、運営に支障ないことを前提に、ダンピングボックス用ごみ投入扉仕様は提案可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	要求水準書	2-26	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 8	(2) (3)			ごみピット	流動床式ガス化溶融炉の場合、破碎ごみピットの容量算定方式についても、ごみ投入扉下部シュート下部水平線以下、ごみ比重0.2t/m ³ として算出するとの理解でよろしいでしょうか。また、受入ごみピットと破碎ごみピットを設ける場合、それぞれについて記載の有効奥行きを確保するものと理解すればよろしいでしょうか。	前段について、容量算定方式は御理解のとおりです。後段について、要求水準書に記載した事項（ごみクレーンバケット開き寸法の2.5倍以上）は受入ごみピットのみ適用するものとし、破碎ごみピットの有効奥行きの設定は事業者提案でよいものとします。
71	要求水準書	2-26	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 9	(2)			ごみクレーン	流動床式ガス化溶融炉を採用する場合、ごみ破碎機投入ホッパと破碎ごみ投入ホッパへの投入を合算して、稼働率を33%以下にするものと考えて宜しいでしょうか。	破碎ごみピットから破碎ごみ投入ホッパへ投入する際の稼働率を33%以下とします。
72	要求水準書	2-26	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 9	(3)			ごみクレーン	バケットの形式は投入するごみの量及び質の平準化が十分行える余裕ある容量とすることを前提として、提案可能と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
73	要求水準書	2-27	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 9	(11)			ごみクレーン	複数個所の同時洗浄とは、配置計画上可能な場合は複数個所を1台の洗浄装置で兼用して実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
74	要求水準書	2-27	第2章	第3節	3. 5	3. 5. 11				ごみ破碎機	ごみ破碎機は交互運転とのご指示ですので、1基につき全系統分のごみ量を24時間／基で処理する容量を有するものとし、余裕率等は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	容量、余裕率は事業者提案でよいものとします。
75	要求水準書	2-30	第2章	第3節	3. 6	3. 6. 8	(7)			助燃装置	屋外貯蔵所については、屋外設置の地下タンク貯蔵所の採用も可能でしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容については北上地区消防組合との協議確認が前提となります。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
76	要求水準書	2-32	第3章	第6節	3.6	3.6.5	(7)		助燃装置	『燃料貯留槽は、消防法令等に基づく屋外貯蔵所とし、』とありますが、積雪の影響等を考慮して地下タンク貯蔵所にするなど、事業者提案としてよろしいでしょうか。	No. 75の回答を御参照ください。
77	要求水準書	2-35	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(1)	⑤	ボイラ	過熱器の材質はSUS310J1または同等品以上の材質とありますが、同等品以上とは20.5年間の運営及びその後約10年間の使用を考慮して最適なものを選定するという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
78	要求水準書	2-36	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(3)	④	ボイラ支持鉄骨	「ラッキング処理」とは、ボイラケーシングの耐火保温のことでしょうか。	御理解のとおりです。
79	要求水準書	2-37	第2章	第3節	3.7	3.7.2	(3)	①	ボイラ給水ポンプ	2炉で共通予備機として宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
80	要求水準書	2-40	第2章	第3節	3.7	3.7.8	(4)	②	廃液処理装置	廃液中和槽の形式及び数量は、項目①、③～⑤を遵守することを前提とした上で、提案させて頂いて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
81	要求水準書	2-41	第2章	第3節	3.7	3.7.11	(4)		噴射水槽	排水処理後の再利用水を使用することとありますが、井水よりも再利用水を優先して使用するという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	要求水準書	2-42	第2章	第3節	3.8	3.8.2	(1)	⑤	消石灰貯留タンク	薬品受入口の計量表示装置として想定されているものについて、ご教示願います。	受入許可、上限などを想定しています。
83	要求水準書	2-47	第2章	第3節	3.10	3.10.7	(8)		誘引通風機	軸受けを水冷としない方式も提案可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
84	要求水準書	2-48	第2章	第3節	3.10	3.10.8	(8)		煙突	「階段（外筒頂部まで手摺り付階段を設置する）」と記載されていますが、頂部外観やメンテナンス頻度を考慮し、外筒室内の最頂部床までを手摺り付階段とし外筒屋根面へはタラップを設置することで計画してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
85	要求水準書	2-51	第2章	第3節	3.12	(8)	①		スラグストックヤード	貯留量は全系統運転時の最大スラグ発生量時の1ヶ月分と考えて宜しいでしょうか。また、1ヶ月分の容量とは、3分割程度の仕切り壁で仕切られた各々のヤードで確保する必要があるのでしょうか。	前段について、貯留量については御理解のとおりです。後段について、3分割程度のヤード貯留量の合計で1ヶ月分以上の容量を確保してください。
86	要求水準書	2-51	第2章	第3節	3.12	(8)	①		スラグストックヤード	スラグ及び付着水等の飛散防止のため屋内設置と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとし、飛散防止対策に配慮した設計としてください。
87	要求水準書	2-52	第2章	第3節	3.13	3.13.3	(7)		混練機	二硫化炭素等について基準値以下とするとありますが、具体的な基準値をご教示願います。	1ppm以下とします。
88	要求水準書	2-53	第2章	第3節	3.14	3.14.1			ごみピット排水処理設備	ごみピット排水については、ごみピットへ戻しごみとともに処理する方式を提案しても宜しいでしょうか。また、炉内噴霧処理を行う場合については処理フロー及び機器構成を提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
89	要求水準書	2-53	第2章	第3節	3. 14	3. 14. 1	(2)		ごみピット汚水移送ポンプ	数量は2基(交互運転)とありますが、2基とも常設にすると予備機も常時ごみ汚水に浸かることになり交換頻度が早まりますので、LCC低減のため、倉庫予備を1基もつことで常設は1基としてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
90	要求水準書	2-53	第2章	第3節	3. 14	3. 14. 1	(3)		ごみ汚水ろ過器	数量は2基(交互運転)とありますが、安定操作を行えることを条件に、メンテナンス性も考慮した上でLCCミニマイズとなるよう事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
91	要求水準書	2-53	第2章	第3節	3. 14	3. 14. 2	(1)		処理方式	処理方式については、発生する汚水の性状及び再利用水の使用用途を考慮した上で適切な処理方式を提案させて頂いて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
92	要求水準書	2-54	第2章	第3節	3. 14	3. 14. 2	(2)	④	プラント排水処理設備	『PH計は検出部の保守が容易な形式とし、電極は自動洗浄装置及び自動校正装置付きとすること』ありますが、『PH計は検出部の保守が容易な形式とし』とありますので、自動装置自体の保守性も考慮した上でLCCミニマイズとなるように事業者にて提案することとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、提案内容の採用可否については協議により決定します。
93	要求水準書	2-57	第2章	第3節	3. 16	3. 16. 4			高圧配電変電設備	将来建設予定のリサイクルセンターへも配電できるよう考慮と記載ありますが、1フィーダ分の空スペースを確保しておくことでよろしいでしょうか。フィーダを実装する必要がある場合はリサイクルセンターの容量(kW)をご教示願います。	御理解のとおりです(1フィーダ分の空スペースを確保)。
94	要求水準書	2-57	第2章	第3節	3. 16	3. 16. 4			高圧配電変電設備	『将来建設予定のリサイクルセンターへも配電できるよう考慮すること』とありますが、必要な容量をご提示ください。	No. 93の回答を御参照ください。
95	要求水準書	2-57	第2章	第3節	3. 16	3. 16. 7	(1)		低圧動力制御盤	実際の運転操作と密接に関係のある低圧動力制御盤に関しては、運営面での民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限活用可能なよう、仕様は事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
96	要求水準書	2-58	第2章	第3節	3. 16	3. 16. 7	(5)	②	現場操作盤	電流計を設置することとありますが、現場操作盤には電流計を設置せず、主要電動機負荷に対し、現場制御盤/動力盤/コントロールセンタへ電流計を設置する、としてもよろしいでしょうか。盤単位で集中監視する方が、日常点検作業において現場操作盤1台毎を点検する必要がなく効率的に点検が行えると考えます。	要求水準書に記載したとおりとします。
97	要求水準書	2-58	第2章	第3節	3. 16	3. 16. 7	(5)	③	現場操作盤	停止スイッチはオフロック付とすることとありますが、どのようなスイッチを想定されていますか。	停止スイッチを操作した後で、鍵やピンでロックさせるものを想定しています。ただし、誤操作防止の観点からこれを上回る提案があれば、その採用可否について協議により決定します。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
98	要求水準書	2-61	第2章	第3節	3. 17	3. 17. 1	(11)		公害監視データ	「環境監視データは環境モニタリング装置に表示すほか、組合のホームページ上で閲覧が可能にようにすること。」とありますが、貴組合のホームページに、分析業者による排ガス測定時のデータを測定ごとに定期更新するものと考えてよろしいでしょうか？	3. 18. 9(2)に示す排ガスに関する表示項目の連続計測状況の随時更新及び第三者機関による排ガス測定結果の定期更新を想定しています。なお、詳細は協議とします。
99	要求水準書	2-64	第2章	第3節	3. 17	3. 17. 3	①		カメラ設置場所	『屋外に設置するカメラは対候対策（塩害対策等）を講じること』とありますが、建設予定地は海岸線から遠く離れていますので、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書第2章第3節3. 17. 3(1)①の「（塩害対策等）」を「（雪害対策等）」に修正します。
100	要求水準書	2-64	第2章	第3節	3. 17	3. 17. 3	②		モニタ設置場所	設置場所が管理棟研修室における100インチ以上のモニタとは、P. 2-68 3. 18. 8(2)に記載されているプロジェクター用のスクリーンと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
101	要求水準書	2-65	第2章	第3節	3. 17	3. 17. 4	(6)	②	オペレーターズコンソール	建築設備兼用との記載がありますが、建築設備の運転監視・制御については、プラント用と兼用ではなく建築設備単独で運転監視・制御方法を行う方式を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
102	要求水準書	2-65	第2章	第3節	3. 17	3. 17. 4	(6)	②	オペレーターズコンソール	「炉・共通設備、電気、発電、建築設備の制御を行うものとし」と記載されていますが、建築設備の制御は原則として、中央制御室の建築総合監視等にて効率的に行うことで計画してよろしいでしょうか。	N0. 101の回答を御参照ください。
103	要求水準書	2-67	第2章	第3節	3. 18	3. 18. 3	(1)		洗車設備	洗車場の使用時間が集中することも想定されますが、5台分のスペースで待機車両がでないものと考えて宜しいでしょうか。なお、待車台数について想定ありましたらご教示願います。	待機車両5台分程度の駐車スペースを確保してください。
104	要求水準書	2-67	第2章	第3節	3. 18	3. 18. 3			洗車設備	洗車場の洗車対象となる車両は、ごみ搬入車が主と考えてよろしいでしょうか。また主要なパッカー車サイズ又は仕様（例4tパッカー車等）をご教示下さい。	前段について、洗車対象車両については御理解のとおりです。 後段について、パッカー車には2t、4t、10t車があります。
105	要求水準書	2-70	第2章	第4節	4. 1	4. 1. 2			試運転	「試運転に係る業務は、建設事業者が運営事業者に委託して行うものとする。」と記載がありますが、運営事業者に必要な費用は、建設事業者の費用として計上することでよろしいでしょうか。（それとも、業務は委託して実施するが、費用は運営事業に計上するのでしょうか。）	「試運転に係る業務は、建設事業者が運営事業者に委託して行うものとする。」を「試運転に係る業務は、建設事業者が自らの責任及び費用で実施する。」に修正します。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
106	要求水準書	2-70	第2章	第4節	4. 1	4. 1. 2				試運転	「試運転に関わる業務は、建設事業者が運営事業者に委託して行う。」とありますが、試運転期間において運営事業者は建設事業者から教育を受ける立場(本書4.2.4)であり、試運転業務を受託できる技量が十分に備わっていないと思料します。 また、建設事業者による教育は、試運転において、運営事業者が行う機器、設備などの操作、調整等の実務、作業に関し、直接指導すると理解します。しかしながら、運営事業者の受託は業務の請負と同意と思料しますので、運営事業者の従事員に直接指示を行うことは、偽装請負に抵触する恐れがあり、本来の教育が十分に達成されないと思料致します。 かかる二つの観点から、本規定は実態にそぐわないと思料致しますので、本規定は削除ねがいます。 (建設工事請負契約書(案)第55章、運営業務委託契約書(案)第18条も関連)	「試運転に係る業務は、建設事業者が運営事業者に委託して行うものとする。」を「試運転に係る業務は、建設事業者が自らの責任及び費用で実施する。」に修正します。
107	要求水準書	2-70	第4章	第1節	4. 1	4. 1. 2				試運転	『試運転の期間は予備性能試験及び引渡性能試験を含め、120日以上とする。』とありますが、試運転開始の起点は、廃棄物処理施設の発注仕様書の手引き(標準発注仕様書及びその解説)エネルギー回収施設編にあるとおり、空運転(無負荷単体試験)開始からと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、同手引きに記載の「受電後の単体機器調整」を含みます。
108	要求水準書	2-73	第2章	第4節	4. 2	4. 2. 2	表2-4-1	3		排ガス	窒素酸化物の測定場所について、触媒反応装置を設置しない場合については、煙突のみでよいのでしょうか。また、ダイオキシン類の測定場所について、触媒反応装置を設置しない場合については、集じん装置と煙突のみでよいのでしょうか。その場合、集じん装置については入口または出口のどちらとすればよいのでしょうか。	前段について、窒素酸化物については御理解のとおりです。 後段について、ダイオキシン類の測定場所は、集じん装置の入口及び出口ならびに煙突としてください。
109	要求水準書	2-76	第2章	第4節	4. 2	4. 2. 2	表2-4-1	13		緊急作動試験	本試験は、商用電源及びタービン発電機を停止した上で、非常用発電機を起動しての試験と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
110	要求水準書	2-78	第2章	第4節	4. 2	4. 2. 6	(2)	②		建設事業者の費用負担範囲	計測分析費用及び環境モニタリング費用と記載ありますが、環境モニタリング費用にて行う業務内容をご教示願います。	「環境モニタリング費用」は削除します。
111	要求水準書	2-79	第2章	第4節	4. 4					保証期間	要求水準書(案)に関する質問回答No86にて回答頂いておりますように、保証内容は表2-4-1で示されるものと考えますが、保証が延長されることとなった場合は、性能が充足できなかった項目のみの延長されるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
112	要求水準書	3-1	第3章	第1節	1. 1	(2)				運営管理体制	『現場総括責任者に関して組合の承諾なしで変更しない』との記載がありますが、民間企業の人事政策の側面もあり組合殿におかれては、合理的な理由なしに不承諾とはならないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
113	要求水準書	3-1	第3章	第1節	1. 1				運営管理体制	焼却灰や飛灰の運搬業務において、特別目的会社以外の企業が業務を行うことは可能でしょうか。可能な場合、特別目的会社から運転事業所を所掌する協力企業等への再委託は認められるでしょうか。もしくは、運搬業務を外部委託するにあたり、組合殿と特別目的会社が指定する受託業者間で運搬契約を締結することは可能でしょうか。	不可能です。焼却灰や飛灰の運搬業務は特別目的会社にて実施してください。
114	要求水準書	3-5	第3章	第1節	1. 10				用役の調達	バイオマス由来の燃料(バイオタール, バイオディーゼル等) は、その長期安定供給性については見通しが困難な状況です。バイオマス燃料の使用を前提とした提案を認めて頂けた場合において、実運営段階で弊グループ外の供給側企業の事情等により、バイオマス燃料の必要量の確保が行えないような事態が発生した際に、通常燃料により施設の運営が可能であれば、提案の履行義務(固定費削減等のペナルティ)を免れることが可能と考えてよろしいでしょうか。万一、バイオマス燃料使用量不足に対する従量ペナルティを御想定の場合には、当該内容について教示下さい。	提案内容が満たされない場合は、減額の対象になります。なお、減額の水準については事業契約締結後に詳細化することを予定しています。
115	要求水準書	3-5	第3章	第1節	1. 10	(1)			備品・什器・物品・用役の調達及び管理	備品・什器・物品等で建設事業者が納入したものは、運営事業者が使用、維持管理するものと考えます。	御理解のとおりです。
116	要求水準書	3-6	第3章	第2節	2. 4				ごみ処理手数料の徴収	現金徴収ができない場合は原則受付しないこととし、未払いが生じた場合は組合殿に報告し、処置いただくことでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
117	要求水準書	3-6	第3章	第2節	2. 4	(1)			ごみ処理手数料の徴収	「組合が定める方法」とは具体的にどのような方法でしょうか。	運営事業者との協議により決定します。
118	要求水準書	3-6	第3章	第2節	2. 5				受付	ごみ搬入日及び時間について、年末年始の扱いについてもご教示願います。また、ゴールデンウィーク等、年末年始以外の長期休日の場合においてもごみ搬入日及び時間については、ご提示通りと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
119	要求水準書	3-7	第3章	第2節	2. 6	(3) (4)			搬入管理	搬入者に対し、適切な誘導、監視、指導を行ったにもかかわらず、意見、要求、クレームなどがあった場合、組合殿に報告し、対処いただくことでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
120	要求水準書	3-8	第3章	第3節	3. 4	3. 4. 1 3. 4. 3	(2) (2)		焼却灰 金属類	運営事業者は、焼却灰、金属類の全量を自らの責任(費用負担含む)で有効利用することとしますが、やむをえない事由により処理が必要となった場合、3市1町の最終処分場で処理ができるものと考えてよろしいでしょうか。尚、その場合、①搬入可能日・時間、②建設予定地からの距離、③使用可能な車両の大きさ・型式などの条件、④使用料金等の受入条件についてご教示願います。	3市1町の最終処分場での処分はできません。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
121	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)			飛灰処理物	組合が指定する最終処分場について、事業用地からの走行距離及び開場日（年末年始等を含む）、開場時間をご教示願います。	3市1町の最終処分場の位置、搬入可能日及び搬入可能時間は次のとおりです。 花巻市：岩手県花巻市東和町東晴山第16地割地内 次の日を除く日 ・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12/29～1/3） 午前9時から午後4時まで 北上市：岩手県北上市臥牛3地割 搬入不可能な日は特にしていない。 午前8時30分から午後4時30分まで 遠野市：岩手県遠野市宮守町下宮守15地割178番地8 次の日を除く日 ・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12/29～1/3） 午前9時から午後4時30分まで 西和賀町：岩手県西和賀町沢内字鍵飯14地割地内 次の日を除く日 ・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（12/29～1/3） 午前9時から午後4時まで

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
122	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3. 4	3. 4. 1	(5)		副生成物の取扱い	要求水準書では、焼却灰中放射性物質の受入基準値を「事業者提案」とした上で、その「基準値を上回った場合、組合が責任を持って処分する」となっております。仮に受入基準値が不検出（ND）近傍の数値で提案された場合、焼却灰の資源化が出来ず、事業目的を果たせない状況（実質的にはストロカ単純焼却）に陥る危険性があります。 事業者選定における「公正な競争条件設定」のため、焼却灰中放射性物質濃度の計画前提値は、貴組合で設定し公表していただけないでしょうか。 具体的には、昨年8月に岩手県のホームページで「一般廃棄物処理施設における焼却灰の放射性物質濃度の測定結果について」の岩手中部地区施設の主灰測定結果（北上市のセシウム177^ベクレル/kg）が公表されておりますので、最低でもこの測定結果を上回るレベルで焼却灰中放射性物質濃度の計画前提値を設定・公表すべきではないでしょうか。	3市のごみ焼却施設での測定結果（すべて）は次のとおりです。これを踏まえた提案がなされることを期待しています。 花巻市：【平成23年6月30日】（※単位：^ベクレル/kg） 主灰 105 飛灰 670 【平成23年10月3日】 主灰（1号炉）60（セシウム134：29、セシウム137：31） （2号炉）61（セシウム134：34、セシウム137：27） 飛灰 400（セシウム134：190、セシウム137：210） 北上市：（西和賀町の可燃ごみを含む。） 【平成23年6月30日】 主灰 177（セシウム134：91、セシウム137：86） 飛灰 1380（セシウム134：650、セシウム137：730） 【平成23年9月2日】 主灰 330（セシウム134：140、セシウム137：190） 飛灰 760（セシウム134：350、セシウム137：410） 【平成23年11月18日】 主灰 138（セシウム134：62、セシウム137：76） 飛灰 380（セシウム134：170、セシウム137：210） 【平成24年1月5日】 主灰 29（セシウム134：13、セシウム137：16） 飛灰 115（セシウム134：51、セシウム137：64） ※1月5日分は大船渡市の災害廃棄物（可燃ごみ）を含む。 遠野市：【平成23年7月12日】 主灰 128（セシウム134：60、セシウム137：68） 飛灰 1078（セシウム134：503、セシウム137：575） 【平成24年1月4日】 主灰 61（セシウム134：27、セシウム137：34） 飛灰 142（セシウム134：62、セシウム137：80）
123	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3. 4	3. 4. 1			副生成物等の取扱い 焼却灰及び飛灰処理物	昨年8月の実施方針公表時には「セメント資源化不適物」の記述がありましたが、今回の入札公告では「セメント資源化不適物」の記述が見当たりません。「セメント資源化不適物」は、どのような取扱いになったのでしょうか？ 飛灰処理物等については、民間事業者が提案した数量に比べて実際発生した数量の超過分に対し事業者は5万円／tの違約金が課されるということになっておりますが、「セメント資源化不適物」が発生した場合には、違約金等のペナルティが全くなく、貴組合が無償で貴組合の最終処分場で埋立処分して下さるという理解で宜しいでしょうか？	前段について、焼却灰は全量有効利用することにしました。 後段について、No. 120の回答を御参照ください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
124	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1				副生成物等の取扱い 焼却灰及び飛灰処理物	「有効利用する焼却灰が、民間事業者が提案した放射性物質濃度に係る自主管理目標を上回った場合の取扱いについては、組合が責任をもって処分する」と書かれていますが、「組合が責任をもって処分するとは」①当該焼却灰の全量がセメント資源化企業の受入対象から除外され、②貴組合の費用負担で貴組合の最終処分場に埋立処分して下さるという理解で宜しいでしょうか？ また、当該焼却灰の放射性物質濃度が自主管理目標を満足しているか否かを判定するための測定については、民間事業者に一任していただけるとの理解で宜しいでしょうか？	前段について、要求水準書に記載したとおりとします。 後段について、御理解のとおりです。
125	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.2				副生成物等の取扱い 溶融スラグ、溶融不 適物及び溶融飛灰処 理物	溶融不適物は、民間事業者が提案した数量以内であれば、幾ら排出しても貴組合が無償で貴組合の最終処分場で埋立処分して下さるという理解で宜しいでしょうか？ また、昨年8月の実施方針公表時には記述のあった「余剰砂」についても溶融不適物と同様の取扱いがなされとの理解で宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
126	要求水準書	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.2				副生成物等の取扱い 溶融スラグ、溶融不 適物及び溶融飛灰処 理物	溶融不適物が発生しない提案をした場合は、最終処分量が減ることから非価格評価において評価されと 考えて宜しいでしょうか？ また、民間事業者が提案した溶融不適物の発生量の多寡についても、非価格評価において評価されと 考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
127	要求水準書	3-13	第3章	第5節	5.1	5.1.1	表3-5- 1			計測項目	構成市町村毎の種類別組成は、ごみピット受入後は区別が困難なため、構成市町村からの収集車両から1台をピックアップしサンプリングを実施すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりとします。 なお、サンプリングの詳細は協議とします。
128	要求水準書	3-13	第3章	第5節	5.1	5.1.1	表3-5- 1			計測項目	塩基度は溶融方式採用時のみの計測対象と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
129	要求水準書	3-14	第3章	第5節	5.1	5.1.1	(1)	表3-5- 1		事業期間中の計測管 理	副生成物の放射性物質濃度の測定頻度が1回/年となっていますが、有効利用先受入基準を満たしているか否か確認するためには、1回/年の測定では不足だと思われまます。溶融スラグに対する溶出試験や含有量試験の1回/月と同様に、放射性物質濃度の測定頻度も1回/月にすべきと考えますがいかがでしょうか。	要求水準書に記載したとおりとします。
130	要求水準書	3-15	第3章	第5節	5.2	5.2.1	(1)			要監視基準と停止基 準	停止基準を上回った場合停止する設備は、原則、停止の原因となった系列のみと考えてよろしいでしょうか。	全停止が原則です。
131	要求水準書	3-19	第3章	第7節	7.1	7.1.2	(2)			地域住民への対応支 援	現状予定される関係団体について、おわりの範囲内でご教示願えないでしょうか。	自治組織などを想定してください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
132	要求水準書		添付1						事業用地関連資料	「事業用地の面積」と題している現況平面図のCADデータを提示願います。	提示しますので、組合へお問い合わせください。
133	要求水準書		添付1						事業用地の面積	事業用地内を横断するように既設水路および土水路が見受けられます。これら水路は、暗渠排水として復旧する必要はありますでしょうか。	復旧の必要はありません。
134	要求水準書		添付1						事業用地の面積	工着手前には、既設電柱の移設は完了しているものと認識しています。	御理解のとおりです。
135	要求水準書		添付1						地質調査	ボーリング柱状図の孔口標高が約KGH+123mと明記していますが、地質調査位置平面図内の標高（+117.5m～+118.5m）と異なるように見受けられます。KGHと実標高の補正についてご教示願います。	ボーリング柱状図の孔口標高-5.152mを補正值としてください。
136	要求水準書		添付1						既設構造物について	現状、事業敷地内にU字溝、ヒューム管が設置されているように見受けられますが、本設備の撤去等は工事範囲外と理解します。また工業団地側と排水路が接続されている場合には、先々排水上の問題がないように措置された上で、当該事業敷地を横断しないよう移設後、引渡しされるものと理解します。	前段について、建設事業者の工事範囲に含みます。後段について、事業用地内において工業団地側と排水路は接続されていません。
137	要求水準書		添付3						地下水調査関連資料	井水利用における取水量等の条件を御教示願います。	添付資料3に示すGL-70mより深い砂礫層より取水してください。なお、取水量は添付資料3に記載のとおりです。
138	要求水準書		添付3						地下水調査関連資料	水質試験井戸を施工時及び運営期間において使用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
139	要求水準書		添付7						建築仕上表	「下記を参考に、外部仕上表、内部仕上表を作成、提出すること」と記載されていますが、法規や施設機能を満足できる範囲において、仕上仕様は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
140	提出書類の作成・提出要領	1	1.	1.1	③				共通事項	『その場合、一式をまとめて・・・』とありますが、ここで任意の封筒に入れ封印する対象はCD-Rに記録したものという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。任意の封筒に入れ封印して提出する対象はCD-Rのみです。
141	提出書類の作成・提出要領	3	1.	1.2	(2)				資格審査申請書に関する提出書類	連結決算とありますが、本事業の応募企業が特定企業の連結子会社である場合、親会社の貸借対照表及び損益計算書を提出するものという理解でよろしいでしょうか。また連結決算の計算書類の提出を求められるのは、法制度上連結決算を求められる企業のみという理解でよろしいでしょうか。	前段について、連結親会社及び連結子会社のいずれの貸借対照表及び損益計算書も提出してください。後段について、御理解のとおりです。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
142	提出書類の作成・提出要領	3	1.	1.2	(2)					資格審査申請書に関する提出書類	資格審査申請書に関する提出書類【正本一部】は袋とじの必要はございますでしょうか。(提出にあたっての作業性を勘案し、簡易ファイルでの提出は認めて頂けないでしょうか。)	提出書類の作成・提出要領に記載したとおりとします。
143	提出書類の作成・提出要領	3	1.	1.2	(2)					資格審査申請書に関する提出書類	納税証明書は「その3の3未納税のない証明」でよろしいでしょうか。	法人税、消費税及び地方消費税については御理解のとおりです。
144	提出書類の作成・提出要領	3	1.	1	(2)	2-5	③			焼却灰のセメント化施設の運転実績を証明する契約書の鑑の写し	提出する契約書の写しは、民間企業で発生する焼却灰(ばいじん・燃えがら)等のセメント化処理に係る産業廃棄物処理委託契約書との理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物または産業廃棄物の廃棄物処理に係る委託契約書の写しとなります(特に、産業廃棄物に限定をするものではありません)。
145	提出書類の作成・提出要領	3	1.	1	(2)					資格審査申請書に関する提出書類	ストーカ+セメント資源化方式の場合は、放射性物質の入った焼却灰を20年6ヶ月間受け入れるために、セメント工場がある自治体および住民の了解を予め得ておくべきであると考えますが、これを入札公告で義務付けていないのは、北上市内の立地場所のみで20年6ヶ月間、溶融まで実行する他2方式との比較において条件が違い過ぎると思います。事業者選定における「公正な競争条件設定」のため、ストーカ+セメント資源化方式の場合は、焼却灰受入に関し、セメント工場がある自治体および住民の了解を得た事を証明する書類を資格審査申請時、事業者提出させるようにしていただけないでしょうか。 また、焼却灰に関しては放射性物質の濃度にかかわらず全量資源化しなければ貴組合の処分場が枯渇し、将来的に新規最終処分場を建設する等、住民の皆さんが多大な負担を被る懸念があります。事業者決定後、焼却灰の受入先自治体の住民反対により、事業に支障をきたさないためにも、事前にセメント工場がある自治体および住民の了解を書面にて得ておくべきと考えますので宜しくお願いいたします。	前段について、提出書類の作成・提出要領に記載したとおりとします。 後段について、御質問で記載されたような書類の提出は求めませんが、焼却灰を含む副生成物の円滑な受入に向けた取り組みは実施してください。
146	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1						共通事項	非価格要素審査に関する提案書・事業計画に関する提案書・事業提案資料に関して提案内容を補完説明するための添付資料(実証データ等)に関しては、別冊として提出すればよろしいでしょうか。その場合、正本1部副本11部とし、提出方法は提案書に準じるものという理解ででしょうか。	添付資料についても、各様式の後ろに綴って添付することとし、1冊のファイルとして提出してください。
147	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1	①					共通事項	一部資料において、企業名を特定または類推できる記載を行わないことをご指示いただいておりますが、企業名とは「構成員」及び「協力企業」の企業名と理解します。正本について、記載企業を明確化する必要はないでしょうか。(例えば、「構成員A」等と記載したものに対して凡例説明資料を添付する等)	2.1の①に示した資料については、正本・副本ともに企業名を明記することは認められません。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
148	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1					作成要領	非価格要素審査に関する提案書において、各様式指定枚数の記載以外に記載内容を補助する目的で補足説明資料を添付させていただくことは可能でしょうか。（例えば実績データ等）	各様式に記載した”実証データ等を・・・”の表記に対する提案資料は、指定枚数に拘らず、資料を添付することを認めます。ただし、提案内容（本文）は指定枚数とします。
149	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1	⑦				ページ番号	『それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。〔該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数〕』とありますが、様式7-1 提案設計資料の設計仕様書（土建、機器設備の仕様を記載する図書）のページ数の取り方は、要求水準書に準じて-1-2-1-などの様に、章・節・項ごとに枝番を取る形式としてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
150	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1	⑪				共通事項	CD-Rにて提出するファイルについて、Word, Excelではない資料についてはPDFにて提出させていただくことでご了承願います。（様式5-17, 20の添付資料等）	御理解のとおりです。
151	提出書類の作成・提出要領	6	2.	2.1	⑪				共通事項	計算の数式や他シートとのリンクが残った状態のまま提出とは、民間事業者のノウハウに属するものについては含まずに提出させて頂くことでご了承願います。	計算方法を確認するため、提出書類の作成・提出要領に記載したとおりとします。
152	提出書類の作成・提出要領		様式5						非価格要素審査に関する提案書作成要領	様式5-1～25作成時、記載内容をご指示いただいている枠中の文章及び枠下側の枚数等に関する指示については削除してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
153	提出書類の作成・提出要領		様式5						非価格要素審査に関する提案書作成要領	様式5-1～25作成時、枠の幅について読み難くならないことを前提に、調整させていただいても構わないでしょうか。	御理解のとおりです。
154	提出書類の作成・提出要領		様式5						非価格要素審査に関する提案書作成要領	様式5-1～25作成時、各様式の2ページ目以降についてはタイトル部（指定様式の着色された枠部分）は不要と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
155	提出書類の作成・提出要領		様式5						非価格要素審査に関する提案書作成要領	様式5-1～25作成時、枠外のスペースに補足説明用の写真等を挿入することは可能でしょうか。	枠内に納まらないのであれば、添付資料としてください。
156	提出書類の作成・提出要領		様式5						非価格要素審査に関する提案書作成要領	様式5-17, 20にて資料添付のご指示がありますが、各様式の後ろに添付すればよろしいでしょうか。それとも添付資料はまとめて様式5-1～25の後ろに添付すればよろしいでしょうか。	No. 146の回答を御参照ください（様式ごとの後ろに添付）。
157	様式集		様式1-2						参加表明書	代表企業の代表者名は、様式2-3および3-2に記載の通り、代表権のある役員名を記載するのでしょうか。それとも、構成市町の競争入札参加資格者台帳等で受任者を設定している場合には、受任者名でよろしいでしょうか。また、以降の様式（1-3、2-1、2-2、2-4）についても同様でしょうか。	代表権のある役員名を記載してください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
158	様式集		様式 2-3							委任状	押印者の数により複数枚となった場合でも割印は不要と考えてよろしいでしょうか。（そうでない場合は提出体裁につきご教示頂きたく。）	御理解のとおりです。
159	様式集		様式 2-6							入札参加資格要件確認書 その3	納税証明書は、構成市宛競争入札参加資格台帳等で受任先を設定している場合でも、本社（本店）分を提出すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
160	様式集		様式 3-2							委任状	様式2-3（入札参加申請時）の際と同じ委任（受任）関係で応札する場合でも、再度提出が必要になるのでしょうか。	御理解のとおりです。
161	様式集		様式 5-8							C02排出量の計算方法	（内訳記載例）はスラッグ+セメント資源化方式を採用する場合の算出方法ですが、溶融方式を採用する場合についてはスラグ利用施設までの運搬に伴うC02排出量並びにスラグ再利用製品製造時のC02排出量（アスファルト製造時の補助燃料・使用電力）について計上しておけば宜しいでしょうか。	ごみの処理・処分として完結する一連の事業までの評価を基本と考えていますので、記載の質問内容については計上する必要はありません。
162	様式集		様式 5-8							C02排出量の計算方法	算出根拠の説明については、補助燃料、副資材については年間排出量の算出根拠であることから、月間使用量等の一定期間に渡る実績データの提示ならびに本実績データに基づく数値評価が評価の対象と考えれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
163	様式集		様式 5-8							C02	年間C02排出量の算出にあたっては、燃焼溶融設備に係る副資材（例えば、石灰石）に起因するものもあわせて計上すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
164	様式集		様式 5-10							最終処分量発生量とその算出根拠	算出根拠の説明については、算出のベースとなる実績データ等が評価の対象となるのでしょうか。実績データについては年間発生量の算出根拠であることから、月間発生量等の一定期間における実績データが必要でしょうか。	御理解のとおりです。算出のベースとなる実績データ等の根拠資料等が示される上での評価です。
165	様式集		様式 5-17							施設整備における地元貢献	ここでのいう地元企業とは、構成市町に本店を有する企業のほかに、営業所等を有する企業への発注も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	地元企業とは、構成市町に本店を有する企業とします。
166	様式集		様式 5-20							運營業務における地元貢献	ここでのいう地元企業とは、構成市町に本店を有する企業のほかに、営業所等を有する企業への発注も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	地元企業とは、構成市町に本店を有する企業とします。
167	様式集		様式 6-1							事業費	『一円未満は切り捨てること。ただし表示は千円単位とする。』とありますが、この規定ですと、表示された数値の合算が合計と一致しない場合も考えられますが、一円単位で合計と一致していればよいと理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
168	様式集		様式 6-8							運転経費（運営変動費）	『※6（量）の項目は、単位に置き換えること』とありますが、この文が意味するところをご教示ください。	例えば、灯油であれば（L：ℓ）といったように、品目毎の該当する単位を指します。
169	様式集		様式 6-11							その他経費（運営固定費）	何を対象とした保険かを記載するところは項目の欄に記載することでよろしいでしょうか。（添付資料としてもよろしいでしょうか。）	保険の種類ごとに項目の欄へ記載してください。
170	様式集		様式 6-11							その他経費（運営固定費）	『※5（量）の項目は、単位に置き換えること』とありますが、この文が意味するところをご教示ください。	No. 168の回答を御参照ください。
171	様式集		様式 6-13							売電収入	『売電先について、引取保証などがあることを証明する資料』とは、電気事業者等からの見積を添付しなければならないものと理解してよろしいでしょうか。	見積を含め、電気事業者等の買取意志を確認できる資料と解釈してください。
172	様式集		様式 7-1							提案設計図書	2)設計仕様書は要求水準書に準じたフォーマットで作成することでよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
173	落札者決定基準	2	2	(3)						落札者の決定	図-1では非価格要素審査の前に基礎審査が行われることになっていますが、頁1 2 (2)アでは、基礎審査においては「入札価格が予定価格を超過していないことを確認する」とあります。非価格要素審査の前に応募者の入札価格が判明することは評価者に先入観を与え、価格を非価格評価対象から排除し非価格面の提案内容を客観的に審査すべき非価格要素審査を阻害する要因になりかねません。したがい、開札は非価格要素審査が完了した後に、公開の上で実施するように評価プロセスを変更することをご検討頂きたくお願い致します。	落札者決定基準に記載したとおりとします。選定委員会では予定価格の超過有無のみを確認し、提示しない前提で事業提案審査を実施する手続きとしています。
174	落札者決定基準	6	表-2	2 3	(3) (1)	C C				地元貢献について	「地元」とは、構成市町（花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町）を指すと考えてよろしいでしょうか。この他要求水準書にも記載のある「地元」についても、同じ定義であると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
175	基本協定書（案）	2	第4条	2及び3						賠償額の予定	組合に対し違約金を支払わなければならない事態となった場合、構成員及び協力企業は、連帯して前項の規定による違約金支払いの義務を負担するとありますが、セメント資源化企業はS P Cへの出資は義務づけられておらず、出資を伴わなければ構成員との直接的な関係は薄いと判断されます。このような関係において構成員を含めた連帯保証は、セメント化企業としては了承しがたい内容です。また、セメント処理業務委託契約書の中に損害賠償等の内容についても記載されており、組合とセメント資源化企業間の保証は満足されていると判断されます。したがって、基本協定書における構成員と協力企業の連帯保証から、セメント資源化企業を除外する旨の記載を検討願います。	第4条第2項及び第3項については、本事業の入札手続きに関して第3条第4項各号に記載された事象があった場合の規定です。そのため、特別目的会社への出資の有無に関係なく、本事業の入札参加者を対象としています。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
176	基本契約書 (案)	2	第9条	4					セメント処理業務	契約保証金を差し入れるとありますが、質問2の通り契約保証金の免除をお願いします。	No. 9の回答を御参照ください。
177	基本契約書 (案)	3	第12条	2					計算書類等の提出	1) ここで代表企業以外に示す【 】は、どのような企業を対象とお考えでしょうか。 2) 本項の対象となった会社が、会計監査人設置会社である代表企業の連結子会社であり、その計算書類が、代表企業の会計監査人により監査されていることが明らかな場合には、当該連結子会社の計算書類等を提出する際に監査報告書の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。もしくは、親会社である代表企業の監査報告書の添付をもって当該連結子会社の監査報告書の添付と代えさせていただいてよろしいでしょうか。	1) について、構成員及びセメント資源化企業を想定しています。 2) について、御指摘の場合、計算書類及び付属明細書は連結親会社（代表企業）のものと、連結子会社のいずれも提出してください。ただし、連結子会社の計算書類及び付属明細書は監査役の監査済みのもので結構です。
178	基本契約書 (案)	4	第15条	3	(6)				秘密保持義務	本規定に定める運営事業者以外の第三者の選定手続きにおいて開示する場合には、 ①不特定の者への開示は秘密漏洩の懸念有 ②特定の者であっても、組合殿は当該開示対象者から、事前に秘密情報であることを通知するとともに、誓約書を提出させた上で開示するべきと思量致しますので、ご再考願います。	基本契約書（案）に記載したとおりとします。ただし、組合に対して開示の内容、方法について協議を申し入れることは妨げません。
179	建設工事請負 契約書（案）	3	第15条	(5)					乙のその他の業務	本条に定める説明会等は、第70条第1項に定める工事実施計画に関するもののみと考えてよろしいでしょうか。	工事実施計画を含みますがこれに限りません。第70条第1項に記載のとおり乙の責任で必要な範囲を御判断ください。
180	建設工事請負 契約書（案）	3	第2章	第17条	2				第三者への委託	本施設の設計及び施工にかかる一部の業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、の甲に対する承諾または通知は決定後速やかに承諾または通知することとさせて頂けないでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載したとおりとします。
181	建設工事請負 契約書（案）	9	第32条	2 3(2)					著作権の利用等	成果物の定義が基本契約書P 8によりますと、あらゆるものが含まれることになり、これの著作権を無償譲渡し、他社に自由に閲覧・複写・譲渡させることは、事業者で保有する技術情報の流出に繋がる恐れがあります。事業者の企業秘密に関し、可能な限りご配慮いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	著作物の利用に関して乙が甲に協議を申し入れることは妨げません。
182	建設工事請負 契約書（案）	11	第36条	2					設計業務の実施	乙は「業務担当責任者」を必ず選任しなければならないということでしょうか。それとも甲が要望する場合のみ選任すればよろしいでしょうか。	選任は必須となります。
183	建設工事請負 契約書（案）	13	第5章	第2節	第41条	5			現場代理人及び主任 技術者等	現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができないとありますが、法的にも現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼任は認められているため、兼任を認めて頂けないでしょうか。	第41条第5項について、次のとおり修正します。 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
184	建設工事請負契約書（案）	17	第3章	第55条					試運転	『乙が運営事業者に委託して』とありますが、委託の形態に限定せず、『連携して』と修正願えないでしょうか。	建設工事請負契約書第55条は、「試運転計画書による本施設の試運転にかかる業務は、乙が自らの責任及び費用において実施する。」に修正します。 併せて、第55条第3項の「運営事業者」を「乙」に修正し、第5項の「運営事業者の運営業務実施能力」を、「乙の試運転にかかる業務の実施能力」に修正します。
185	建設工事請負契約書（案）	19	第7章	第62条	4				保証期間の延長	性能要件を充足できない項目のみが延長されるものと理解してよろしいでしょうか。また延長期間の最大は、運営事業終了時点の平成48年3月との理解でよろしいでしょうか。	前段について、御理解のとおりです。 後段について、平成48年3月を上限としません。
186	運営業務委託契約書（案）	1	第1章	第7条	(3)				契約保証金	甲が確実と認める基準につきご教示願います。また、本条で規定のある金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険による保証で実施する場合、その保証金額・保険金額は契約保証金の額であることを確認のほどお願い致します。	前段について、金融機関については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、保証事業会社とは、運営業務委託契約書第7条に規定のとおり、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいい、現時点では西日本建設業保証、東日本建設業保証、北海道建設業保証、中日本建設業保証の4社を意味します。 後段について、御理解のとおりです。
187	運営業務委託契約書（案）	3	第2章	第1節	第13条	2			再委託等の禁止	ここである甲の事前の承諾について承諾される基準につきご教示のほどお願い致します。また、本規定よれば、甲の事前の承諾を得ることで、乙は運営業務を第三者に委託または請け負わせることが出来ると理解しますが、本施設から発生する焼却灰や飛灰の再資源化先或いは最終処分場までの運搬業務について、乙から構成員或いは協力企業への再委託は認められると理解して宜しいでしょうか。 もしくは、運搬業務を外部委託するにあたり、甲と、乙が指定する受託業者間で運搬契約を締結することは可能でしょうか。	前段について、本事業が適切に履行されることを確認した上で承諾いたします。 後段について、運搬業務については運営事業者が自ら実施していただくことを想定しております。
188	運営業務委託契約書（案）	3	第2章	第1節	第13条	3			再委託等の禁止	契約書の写しを甲に提出するとありますが、当該契約書には乙及び応募企業のノウハウに関する部分が含まれる可能性があるため、『甲が要請する事項を開示する』に修正願えないでしょうか。	当該契約書の写しについては、甲が開示を要請した事項以外の部分については墨塗りなどして非開示とすることは可能です。
189	運営業務委託契約書（案）	4	第2章	第2節	第18条				試運転、予備性能試験及び引渡性能試験	『乙がこれを建設事業者から受託して』とありますが、乙は試運転期間においては、建設事業者より運転業務などを教育を受ける立場でもあり、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験が問題なく遂行可能であることを条件に、建設事業者から乙へ委託という形態に限定せず、『乙と建設事業者が連携して』に修正願えないでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第18条は、「建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、乙はこれに協力しなければならない。」と修正します。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目							タイトル	質問内容	回 答
190	運営業務委託契約書（案）	10	第2章	第7節	第39条	2				保証期間中の処置	「建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の瑕疵により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、かかる事態の発生は、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなし、かかる事態への対応に要する費用はすべて乙が負担する。」とありますが、当該期間における本施設の瑕疵に対する責任は建設請負契約書（案）において建設工事請負者の責とされており、運営事業者乙が負担すべきものではないと考えます。	運営業務委託契約書（案）に記載したとおりとします。なお、基本契約書（案）第11条についても御参照ください。
191	運営業務委託契約書（案）	10	第2章	第7節	第39条	5				保証期間中の処置	「前項の規定にかかわらず、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の瑕疵を原因とした異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本件性能要件の未達成により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（甲の指示により停止した場合を含む。）には、かかる事態の発生は、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、運営固定費の減額を行う。」とありますが、当該期間における本施設の瑕疵に対する責任は建設請負契約書（案）において建設工事請負者の責とされており、運営事業者乙が負担すべきものではないと考えます。	No. 190の回答を御参照ください。
192	運営業務委託契約書（案）	11	第2章	第8節	第41条					副生成物の取扱い	ここで焼却灰の運搬、飛灰の最終処分場への運搬業務が規定されていますが、運搬業務実施にあたって、組合殿が認可された収集運搬業者にSPCより委託することは可能でしょうか。	No. 187の後段の回答を御参照ください。
193	運営業務委託契約書（案）	11	第2章	第8節	第41条の2					セメント資源化企業	『乙はセメント資源化企業をして、・・・締結させる』とありますが、運営業務とセメント処理業務は密接な関連を持つとは言え、セメント資源化企業とSPCは別個の経営体であるため、運営業務を規定する本契約に規定するのは違和感があります。つきましては、本表記は削除願えないでしょうか。	運営業務委託契約書（案）に記載したとおりとします。本事業においては、ストーカ炉＋セメント資源化方式において、セメント資源化企業を確保することは運営事業者の義務であるためです。
194	運営業務委託契約書（案）	11	第2章	第8節	第41条		3項			副生成物の取扱い	焼却灰に含まれる放射性物質が事業者提案に基づく基準値を逸脱し、焼却灰の有効利用が不可能となった場合は、貴組合の費用負担で貴組合の最終処分場に埋立処分して下さるという理解で宜しいでしょうか？ また、事業者提案に基づく基準値を「不検出（N D）」で提案し、放射性物質が全く含まれない場合のみ焼却灰のセメント資源化を行うということで宜しいでしょうか？	前段について、対応方法は組合と運営事業者で協議を行います。処分には費用は組合が負担します。後段について、No. 122の回答を御参照ください。
195	運営業務委託契約書（案）	11	第41条 第45条	1 1	(3) (4)					副生成物の取扱い 【流動床式、シャフト炉式】	熔融不適物や熔融飛灰処理物については乙（SPC）が運搬するとされていますが、収集運搬業の許可は不要との認識でよろしいでしょうか。また、外部業者に運搬を委託してもよろしいでしょうか。	前段について、御理解のとおりです。後段について、No. 187の後段の回答を御参照ください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
196	運営業務委託契約書（案）	11	第41条 第45条	1 1	(3) (4)				副生成物の取扱い 【流動床式、シャフト炉式】	「甲の指定する最終処分場」について、現時点で想定されている最終処分場候補地をご教示下さい。	3市1町の一般廃棄物最終処分場を想定しています。 なお、No. 121の回答も御参照ください。
197	運営業務委託契約書（案）	12	第2章	第8節	第41条	の3	1項		有効利用されない場合の処理	有効利用されなかった焼却灰を処理する費用は、運営事業者が負担しなければならないとありますが、これは有効利用されなかった焼却灰を処理する費用は事業者が負担しても、貴組合の最終処分場で埋立処分することはできないということでしょうか？ また、有効利用されなかった焼却灰を貴組合の最終処分場で埋立処分していただけない場合は、事業者が民間の最終処分業者に処理委託する必要がありますが、その場合、廃棄物処理法上の再委託禁止の問題はありませんでしょうか？	御指摘の場合については、第41条の3第1項に記載のとおり、焼却灰の処理は組合が実施いたします。 そうした前提の下で、前段について、組合が3市1町の最終処分場で焼却灰を埋立処分することは想定しておりません。 後段について、組合が焼却灰の処理を行いますので、再委託の形態となることは想定していません。
198	運営業務委託契約書（案）	12	第2章	第8節	第42条		2項		副生成物の引取り	焼却灰及び飛灰処理物を除く岩手中部広域クリーンセンターで発生する副生成物のうち、有効利用しなかった副生成物については、運営事業者が自ら処分先を確保するとともに、処分、搬出及び運搬に要する費用も、運営事業者が負担しなければならないとありますが、その場合、廃棄物処理法上の再委託禁止の問題はありませんでしょうか？ また、選択肢のひとつとして、組合が指定する最終処分場を処分先とさせていただけないでしょうか？	前段について、第42条第1項で所有権を移転した副生成物は処分を委託したものではないため再委託にはあたらないものと考えます。 後段について、認められません。
199	運営業務委託契約書（案）	16	第2章	第11節	第49条	4			保証期間中の処置	補修業務終了時の試運転及び性能試験の実施について記載がありますが、性能試験とは定期メンテナンスの中で確認するものとの理解でよろしいでしょうか。	第49条第4項の性能試験は乙が実施するものであり、補修業務の終了の都度実施していただくことを想定しております。
200	運営業務委託契約書（案）	19	第62条	4					法令変更	「乙は、・・・法令等が変更されたことにより、本施設の運営業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、・・・追加費用の負担方法等について甲と協議することができる。なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない。」とあります。この意味は、「法令等の変更による追加費用のうち、法令等の変更によるSPCの余剰電力販売収入増加分を差し引いた分を追加費用とする」と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
201	運営業務委託契約書（案）	22	第8章	第70条	2				甲の解除	『乙（第13号の場合は民間企業グループの構成員又は協力企業』とありますが、（ ）内の意味につきご教示願います。 （ここでいう乙＝運営事業者以外に何を指しているのかをご教示賜りたく）	第70条第2項第13号についてのみ、乙ではなく構成員又は協力企業に当該事象が生じた場合に解除原因となるという意味です。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
202	運営業務委託契約書（案）	22	第8章	第70条	2	(5)			甲の解除	運営業務とセメント処理業務は密接な関連を持つとは言え、セメント資源化企業とSPCは別個の経営体であるため、運営業務を規定する本契約に規定するのは違和感があります。つきましては、本表記は削除願えないでしょうか。（本条第4項も同様削除願えないでしょうか）	運営業務委託契約書（案）に記載したとおりとします。なお、No. 193の回答を御参照ください。
203	運営業務委託契約書（案）	26	第9章	第78条	第3項	第6号			秘密保持義務	本規定に定める運営事業者以外の第3者の選定手続きにおいて開示する場合には、 ①不特定の者への開示は秘密漏洩の懸念有 ②特定の者であっても、組合殿は当該開示対象者から、事前に秘密情報であることを通知するとともに、誓約書を提出させた上で開示するべき と思量致しますので、ご再考願います。	運営業務委託契約書（案）に記載したとおりとします。ただし、組合に対して開示の内容、方法について協議を申し入れることは妨げません。
204	運営業務委託契約書（案）	26	第81条	1					資本金及び株式の発行	「・・・・・資本金を金●円以上（提案によります。）としなければならない。」とありますが、 ①資本金の最低制限金額は設定されるのでしょうか。 ②ここで規定する資本金は運営業務開始時点で増資されていればよく、設計・施工期間はより少額の資本金を維持してもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	①について、最低制限金額は設定いたしません。 ②について、議決権割合を変更しないことを前提とした計画であれば可能とします。なお、増資の金額、時期は様式6-5にて明らかにしてください。
205	運営業務委託契約書（案）	27	第10章	第86条	2				遅延利息	法定率につきご明示願えないでしょうか。	平成24年2月24日現在において、平成23年2月24日財務省告示第52号に基づき年3.1%となります。
206	セメント処理業務委託契約書（案）	1	第 1 章	第 7 条					契約保証金	契約保証金の項目に関しては、質問 2 の通り契約保証金そのものの免除をお願いします。	No. 9の回答を御参照ください。
207	セメント処理業務委託契約書（案）	2	第2章		第9条				セメント処理業務の委託	セメント工場において焼却灰のセメント資源化によって発生する生成物及び副産物の取扱いは、(1)セメントは有効活用する、(2)その他事業提案書の定めるところによるとありますが、岩手中部クリーンセンターから持ち込まれた焼却灰の一部、あるいは全量が、セメント資源化に適さない等の場合を想定して、事業提案書の中で焼却灰をセメント会社が民間の最終処分業者に処理委託することを提案しても宜しいでしょうか？ また、その場合、廃棄物処理法上の再委託禁止の問題はありませんでしょうか？	御指摘のような提案は認められません。要求水準書第3章第3節3. 4. 1（3）を御参照ください。

入札説明書等質疑への回答

No	資料名	頁	項 目						タイトル	質問内容	回 答
208	セメント処理 業務委託契約 書（案）	2	第2章		第10条				契約期間	契約期間は「本契約締結日から運営期間の終了日までとする」と書かれていますが、貴組合とセメント資源化企業とは20年6ヶ月間にわたる委託契約を締結し、セメント資源化企業は、予め提案したセメント資源化の委託処理費用（処理単価）で20年6ヶ月間の事業期間内において発生する焼却灰の全量受入を保証しなければいけないのでしょうか？ また、地元住民の反対（焼却灰運搬途中の落鉱問題、粉塵問題、排水問題等）により焼却灰の受入れができなくなる等、セメント資源化企業の責に帰さない理由により焼却灰の受入れができなくなった場合でも、セメント処理業務不履行として違約金を徴収されるのでしょうか？	前段について、契約期間は20年6ヶ月間となりますが、処理単価は固定ではなく、セメント処理業務委託契約書（案）第20条の規定により改定されます。 後段について、焼却灰の受入が不能となった原因によりますので、焼却灰の受入ができなくなった場合の全てにおいてセメント資源化企業が責任を負うものではありません。なお、セメント処理業務委託契約書（案）の第23条、第27条及び第28条等を御参照ください。
209	セメント処理 業務委託契約 書（案）	3	第3章	第19条					セメント化処理委託 費の支払い	セメント化処理委託費の支払いに関しては、質問4の通り当月月末締め、翌月末現金払いへの変更を検討しています。	No. 10の回答を御参照ください。
210	セメント処理 業務委託契約 書（案）	4	第3章	第20条					セメント処理委託費 の改定	セメント処理委託費の改定に関しては、質問5の通りです。	No. 13の回答を御参照ください。
211	セメント処理 業務委託契約 書（案）	7	第7章		第32条				違約金	セメント会社は、前条（第31条）第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合は、違約金を支払わなければならないとありますが、セメント会社の経営方針変更やセメント減産が原因で焼却灰の受入れができなくなった場合でも、違約金を徴収されるのでしょうか？	セメント資源化企業に違約金の納付義務が発生するのは、第31条第2項又は第3項に基づき事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合となります。 解除原因の帰責性については、事象ごとに個別に判断いたします。
212	—								実施方針及び要求水 準書（案）に関する 質問回答	平成23年10月7日付けで公表頂いている実施方針に関する質問回答及び要求水準書（案）に関する質問回答での回答内容は本入札公告においても有効と考えて宜しいでしょうか。また、その場合、内容に齟齬があった場合は、入札説明書等の質問回答の方を優先すると考えて宜しいでしょうか。	実施方針、要求水準書（案）及びこれらについての質問回答は入札説明書第1に記載した「入札説明書等」の一部ではなく、組合及び民間事業者を拘束しません。
213	—								関係官庁等との事前 協議について	地元消防組合（北上地区消防組合）との事前協議を行うことは可能でしょうか。	応募者の判断に委ねます。